

(その1)

# 収支報告書

会計	繰越	繰上	繰下	0	0
#	#	7		0	0

【エラーチェック済】

令和02年分  
開催分

(ふりがな) につぼんいしんのかいさんぎいんひれいくだいいちしぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第1支部

2 主たる事務所の所在地 岡山市北区富田町2-5-11  
(アパート・マンション名) サンジェルマン富田町201

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
片山 虎之助

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
樋川 勲

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
青木 結美

(電話) 086-221-1122

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 片山 虎之助
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

## 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	50,784,346
(前年からの繰越額)	30,386,958
(本年の収入額)	20,397,388
支 出 総 額	13,949,001
翌年への繰越額	36,835,345

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	10,397,137	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	10,397,137	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	10,397,137	

(その5)

## (5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/4/24	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/7/22	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/10/23	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/12/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	10,000,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	251	
	合 計	251	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	片山虎之助	311,178	R2/1/31	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
2	片山虎之助	950,874	R2/2/28	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
3	片山虎之助	978,577	R2/3/31	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
4	西本冠枝	120,000	R2/4/27	岡山県真庭市下河内2275	法人役員		
5	片山虎之助	914,488	R2/4/30	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
6	高田聖次	240,000	R2/5/11	岡山県岡山市北区野田3-18-20	会社役員		
7	片山虎之助	947,541	R2/5/29	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
8	片山虎之助	923,743	R2/6/30	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
9	片山虎之助	735,028	R2/7/31	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
10	片山虎之助	876,036	R2/8/31	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
11	片山虎之助	783,376	R2/9/30	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
12	片山虎之助	874,723	R2/10/30	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
13	片山虎之助	928,443	R2/11/30	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
14	片山虎之助	783,130	R2/12/28	岡山県岡山市北区天神町5-1-401	国会議員		
その他の寄附		30,000					
合計		10,397,137					

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	10,226,745		
(2) 光 熱 水 費	290,319		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	522,002		
(4) 事 務 所 費	2,610,025		
小 計	13,649,091	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	196,730		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	103,180	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	103,180		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	299,910	0	
合 計	13,949,001		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電気の使用料	27,523	R2/1/22	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
2	電気の使用料	25,650	R2/2/21	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
3	電気の使用料	26,199	R2/3/18	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
4	電気の使用料	25,038	R2/4/16	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
5	電気の使用料	20,212	R2/5/19	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
6	電気の使用料	19,156	R2/6/17	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
7	電気の使用料	22,163	R2/7/17	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
8	電気の使用料	24,387	R2/8/17	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
9	電気の使用料	27,237	R2/9/14	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
10	電気の使用料	23,374	R2/10/15	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
11	電気の使用料	19,302	R2/11/18	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
12	電気の使用料	19,882	R2/12/16	中国電力(株)岡山営業所	岡山県岡山市北区青江2-6-51	
13						
14						
15						
	その他の支出	10,196				
	合 計	290,319				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ガソリン代	58,344	R2/1/6	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
2	ガソリン代	75,880	R2/2/3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
3	ガソリン代	54,850	R2/3/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
4	ガソリン代	38,813	R2/4/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
5	ガソリン代	35,537	R2/5/7	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
6	ガソリン代	29,544	R2/6/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
7	ガソリン代	31,485	R2/7/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
8	ガソリン代	25,785	R2/8/3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
9	ガソリン代	26,366	R2/9/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
10	ガソリン代	42,407	R2/10/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
11	ガソリン代	20,772	R2/11/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
12	ガソリン代	40,969	R2/12/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ伏見ビル別館	
13	角2封筒	40,920	R2/1/10	(有)藤原印刷	岡山県岡山市南区藤田錦673-43	
14						
15						
	その他の支出	330				
	合 計	522,002				



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電話の使用料	19,486	R2/1/7	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
2	電話の使用料	19,475	R2/2/3	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
3	電話の使用料	19,607	R2/3/6	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
4	電話の使用料	18,587	R2/4/3	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
5	電話の使用料	18,449	R2/5/8	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
6	電話の使用料	18,013	R2/6/4	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
7	電話の使用料	17,857	R2/7/6	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
8	電話の使用料	17,947	R2/8/6	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
9	電話の使用料	16,139	R2/9/7	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
10	電話の使用料	18,054	R2/10/5	日本メディアシステム (株)	愛知県名古屋市中区泉1-12-35 109ビル8F	
11	電話の使用料	12,207	R2/11/6	日本メディアシステム (株)	愛知県名古屋市中区泉1-12-35 109ビル8F	
12	電話の使用料	12,183	R2/12/3	日本メディアシステム (株)	愛知県名古屋市中区泉1-12-35 109ビル8F	
13	事務所家賃	120,000	R2/1/24	(株)テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホーム メイトFC岡山駅西口店	
14	事務所家賃	120,000	R2/2/25	(株)テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホーム メイトFC岡山駅西口店	
15	事務所家賃	120,000	R2/3/25	(株)テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホーム メイトFC岡山駅西口店	
16	事務所家賃	120,000	R2/4/24	(株)テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホーム メイトFC岡山駅西口店	
17	事務所家賃	120,000	R2/5/25	(株)テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホーム メイトFC岡山駅西口店	
18	事務所家賃	120,000	R2/6/25	(株)テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホーム メイトFC岡山駅西口店	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	事務所家賃	120,000	R2/7/22	㈱テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホームメイトFC岡山駅西口店	
20	事務所家賃	120,000	R2/8/25	㈱テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホームメイトFC岡山駅西口店	
21	事務所家賃	120,000	R2/9/25	㈱テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホームメイトFC岡山駅西口店	
22	事務所家賃	120,000	R2/10/23	㈱テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホームメイトFC岡山駅西口店	
23	事務所家賃	120,000	R2/11/25	㈱テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホームメイトFC岡山駅西口店	
24	事務所家賃	120,000	R2/12/25	㈱テイクスマイル	岡山県岡山市奉還町1-2-9ホームメイトFC岡山駅西口店	
25	月極駐車場賃料	45,000	R2/1/24	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
26	月極駐車場賃料	45,000	R2/2/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
27	月極駐車場賃料	45,000	R2/3/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
28	月極駐車場賃料	45,000	R2/4/24	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
29	月極駐車場賃料	45,000	R2/5/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
30	月極駐車場賃料	45,000	R2/6/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
31	月極駐車場賃料	45,000	R2/7/22	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
32	月極駐車場賃料	45,000	R2/8/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
33	月極駐車場賃料	45,000	R2/9/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
34	月極駐車場賃料	45,000	R2/10/23	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
35	月極駐車場賃料	45,000	R2/11/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	
36	月極駐車場賃料	45,000	R2/12/25	梶谷登茂子	岡山県岡山市南区新保672-5	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
37	複合機リース代	10,584	R2/1/6	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
38	複合機リース代	10,584	R2/2/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
39	複合機リース代	10,584	R2/3/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
40	複合機リース代	10,584	R2/4/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
41	複合機リース代	10,584	R2/5/7	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
42	複合機リース代	10,584	R2/6/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
43	複合機リース代	10,584	R2/7/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
44	複合機リース代	10,584	R2/8/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
45	複合機リース代	10,584	R2/9/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
46	複合機リース代	10,584	R2/10/5	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
47	複合機リース代	10,584	R2/11/4	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
48	複合機リース代	10,584	R2/12/3	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-3	
49	ヤマト宅急便送料	11,165	R2/12/9	ヤマト運輸(株)	岡山県岡山市中区倉田253-11	
50	複合機カウンター料金	10,342	R2/3/23	キャノンマーケティング グジヤパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-2- 22F	
51	自動車税	58,000	R2/5/19	岡山県備前県民局長	岡山県岡山市北区弓之町6-1	
52	政治資金監査料	49,895	R2/6/4	栗原税理士事務所	東京都台東区上野5-23-4	
	その他の支出	165,611				
	合計	2,610,025				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ETC高速道路通行料	34,330	R2/1/6	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
2	ETC高速道路通行料	33,490	R2/2/3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
3	ETC高速道路通行料	27,190	R2/3/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
4	ETC高速道路通行料	12,760	R2/4/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
5	ETC高速道路通行料	24,120	R2/5/7	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
6	ETC高速道路通行料	13,050	R2/6/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
7	ETC高速道路通行料	15,140	R2/10/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
8	ETC高速道路通行料	13,010	R2/11/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
9	ETC高速道路通行料	12,480	R2/12/2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区錦2-17-2 NTTデータ伏見ビル別館	
10						
11						
12						
	その他の支出	11,160				
	合 計	196,730				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	為書	102,850	R2/10/9	(有)藤原印刷	岡山県岡山市南区藤田錦673-43	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	その他の支出	330				
	合 計	103,180				

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 5月 25日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第1支部

会計責任者の氏名 樋川 勲



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

# 政治資金監査報告書

令和3年5月21日

日本維新の会参議院比例区第1支部

代表 片山 虎之助 殿

登録政治資金監査人

栗原俊行



登録番号 第 3874 号

研修終了年月日 平成23年2月14日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第1支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
  - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
  - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第1支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人栗原俊行が判断したため、登録政治資金監査人栗原俊行の主たる事務所（東京都台東区上野5丁目23番地4号おかじビル3階）において行った。
- ## 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。



(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第 1 支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第 1 支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以上